

大阪市規則第27号

大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前																								
（事務分掌） 第3条 東住吉区役所の事務分掌は、次のとおりとする。 [略] 区民企画課 [(1)～(9) 略] [削る] [略] 保健福祉課 [(1) 略] <u>[(2) 区内の学校事務に関すること（区長が定めるものに限る。）]</u> [略] 別表（第4条関係） <table><tr><th>名称</th><th>人員</th></tr><tr><td>政策企画担当課長</td><td>名 1</td></tr><tr><td>防災・安全安心担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>子育て支援担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>保健担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	名称	人員	政策企画担当課長	名 1	防災・安全安心担当課長	1	子育て支援担当課長	1	保健担当課長	1	[略]		（事務分掌） 第3条 [同左] [同左] 区民企画課 [(1)～(9) 同左] <u>[(10) 区内の学校事務に関すること（区長が定めるものに限る。）]</u> [同左] 保健福祉課 [(1) 同左] [新設] [同左] 別表（第4条関係） <table><tr><th>名称</th><th>人員</th></tr><tr><td>事業企画担当課長</td><td>名 1</td></tr><tr><td>総合調整担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>次世代育成担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>子育て支援担当課長</td><td>1</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td></tr></table>	名称	人員	事業企画担当課長	名 1	総合調整担当課長	1	次世代育成担当課長	1	子育て支援担当課長	1	[同左]	
名称	人員																								
政策企画担当課長	名 1																								
防災・安全安心担当課長	1																								
子育て支援担当課長	1																								
保健担当課長	1																								
[略]																									
名称	人員																								
事業企画担当課長	名 1																								
総合調整担当課長	1																								
次世代育成担当課長	1																								
子育て支援担当課長	1																								
[同左]																									

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。